

申請・届出名称	(第18号様式) 病院(診療所) 開設許可事項の変更届
内容	病院又は医師、歯科医師でない者が開設した診療所が、その開設者の所在地、名称、診療科目などに変更が生じたときに提出するもの。
提出場所	久留米市保健所総務医薬課(久留米商工会館4階)
提出時期	変更後10日以内
手数料	なし
添付書類	<input type="checkbox"/> 1 構造設備を変更せず病床数を減少するとき(医療法施行規則第1条の14第3項ただし書)は、新旧が対照できる平面図 <input type="checkbox"/> 2 定款(寄附行為)又は条例の変更を伴う場合については、その新旧対照表又は変更後の定款(寄附行為)又は条例(保健所管内に存する医療法人については不要)  <p>&lt;注意事項&gt;  病院について、各科専門の診察室や外科等の診療科目を追加する場合は手術室を有する必要があるので事前に申し出てください。</p>
備考	